

令和3年9月7日（火）  
【照会先】  
雇用環境・均等局  
職業生活両立課：古瀬、安部  
（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

## 小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援について ～小学校休業等対応助成金・支援金を再開します～

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様を支援するため、今後、以下のとおり、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開するとともに、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請することを可能とする予定です。

詳細については、改めて公表いたします。

### 1. 「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の再開

令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開する予定です。

※令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定です。

※現在実施している「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」は、令和3年7月31日までに取得した休暇が対象となるものとする予定です。

<参考：令和2年度に実施していた小学校休業等対応助成金・支援金の概要>

#### ●支給対象者

- ・ 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賞金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主
- ・ 子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

#### ●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども  
※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
  - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
  - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
  - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

### 2. 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の再開

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を今後全国の都道府県労働局に設置し、労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行う予定です。

### 3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定です。

※ 当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意することが必要です。

※ 休業支援金・給付金は現在のところ11月末までの休業が対象ですが、今後の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえて10月中にお示しする予定です。

#### 【問い合わせ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
電話：0120-60-3999  
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

## 小学校休業等対応助成金・支援金の再開について

### <令和3年9月7日付プレスリリース概要>

○ 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため、令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開する予定。

※ 令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定

※ 現在実施している「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」は、令和3年7月31日までに取得した休暇が対象となるものとする予定

### <参考:令和2年度に実施していた小学校休業等対応助成金・支援金の概要>

#### ●支給対象者

- ・ 子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主
- ・ 子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

#### ●対象となる子ども

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども  
※ 小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② i)~iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
  - i)新型コロナウイルスに感染した子ども
  - ii)風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
  - iii)医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

○ 今後、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を全国の都道府県労働局に設置し、労働者からの相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行う予定。

○ 昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が直接申請できることとする対応も行う予定。

※ 当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意することが必要

※ 休業支援金・給付金は現在のところ11月末までの休業が対象となっているが、今後の取扱いについては、雇用情勢等を踏まえて10月中に示す予定